

9.15集中豪雨特集号

写真—市道の上から、幅16m高さ9mにわたり大崩かい……(外山で)

広報 **なんこし**

9/30 1972 No. 140

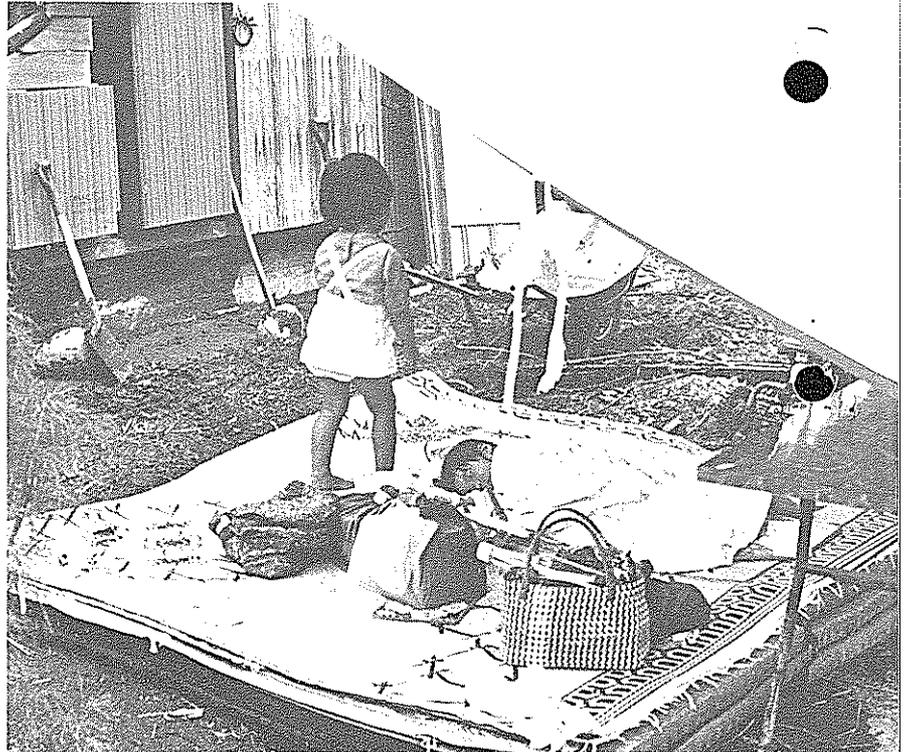
編集・発行 南国市広報委員会

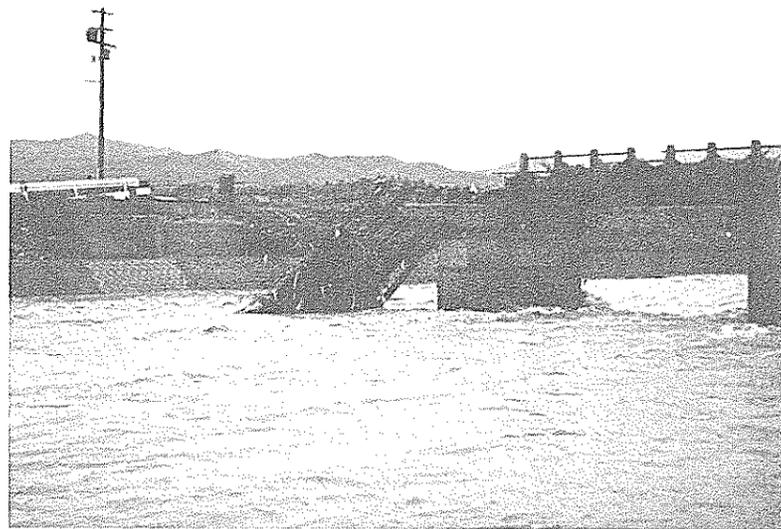
この子も

きつと

話すだろう

泥海の中での復旧がはじまった。
にわかうぐりの畑の上で、つかねは
てんてんてんてん、このせ。
つかねは、この大被害を助ける
P.S. (KAWA) (KAWA)





闇の中の水攻め

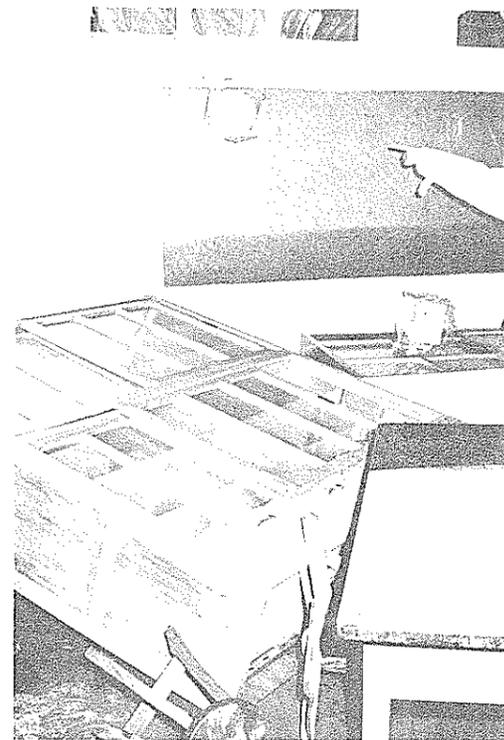
ポツキリ国分橋

国分川がはらん、いたるところで堤防の決かいや道路の陥没があり、周辺地区をうのみにしました。濁流に押し寄せられた国分橋も、午後十一時前、三分の一がぶっ飛んでしまった。

“無残”、花嫁衣装も

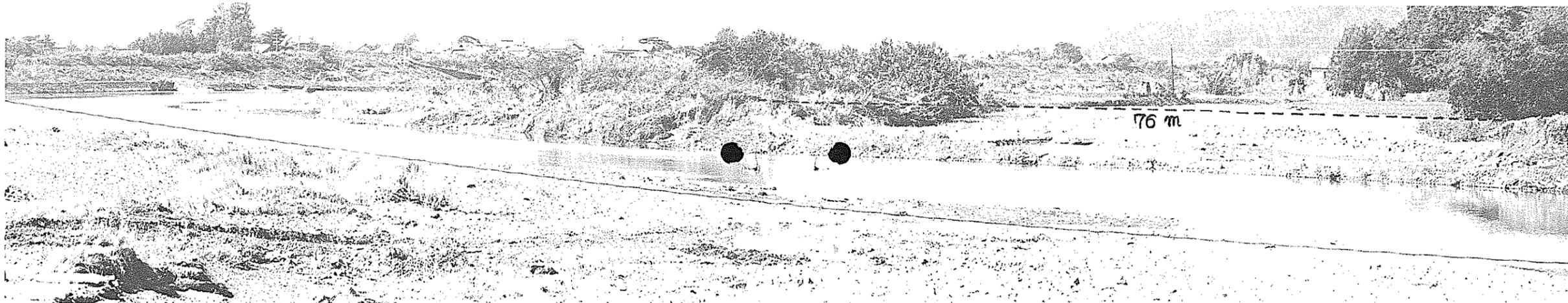
▶ 濁流にのまれた笠の川では、竹村虎喜さんの隠居部屋も一瞬のうちに流失。近く結婚式をあげるお孫さんの晴着もろともヘドロの中へ。押し流され分解した家屋のそばには、家具、ミシンや自動車まで、おりかさなっていた。

▼ 国分川は岡豊橋の下流の堤防が7.6にわたって決かい。二つに分かれて怒とうのように田畑を流失、埋没した。国分川は上流でも決かい。西島のジャンボ園芸ハウスもピーマン、ナスなどの苗が全滅。農機具祭は浸水のため農機具が不能となり中止。ハウス農家には壊滅的な打撃をあたえた。



泥水の洗礼

笠の川が上流で決かい、直撃をうけた笠の川、八幡では、ヘドロ状の土砂や流水がどどとおしよせ一面、泥海となった。
 ▲岡豊保育所、小学校は約二日の浸水。教材教具や児童の寝具が無残にも泥にのまれてしまった。床上一、二層、黒板に無気味なあとを残している。家庭科室では上ぎら天びんが黒板の上にぶらさがり、当時のはげしさを物語っている。
 ◀まねかれざる客は、いやおうなしに家財道具や畳、商品などを押し流し、めっちゃめっちゃにして通り去っていった。笠の川で

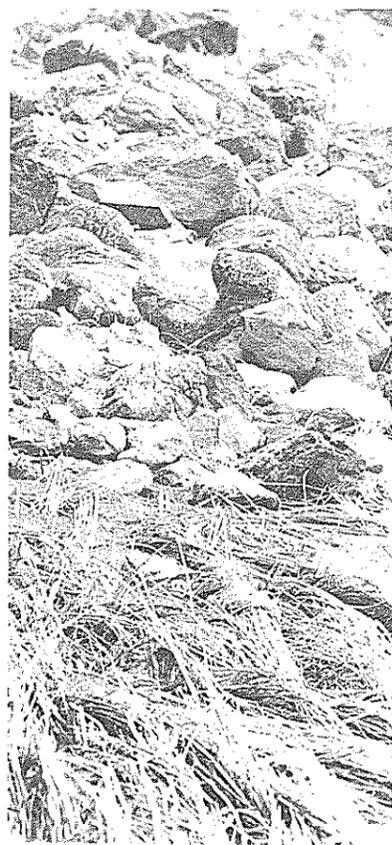




鉛筆一本も残らなかった

▲「水がきだしたと思ったら、アッという間。階下は濁流のうずのなかとなった。大事な書類もあずかっていたのに、鉛筆一本残って

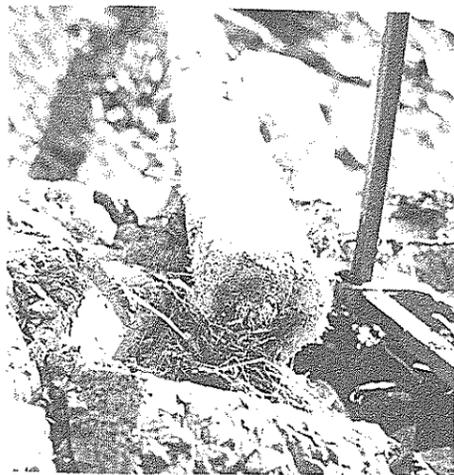
いません」、市長、議長もあまりのひどさにぼう然と。(瓶岩で)
▼ 風が吹けばお役所か責任をとられるご時世。しかし、ここ八京では、はや市民の手で仮橋ができていた。(19日八京で)



水稲も川底に沈む

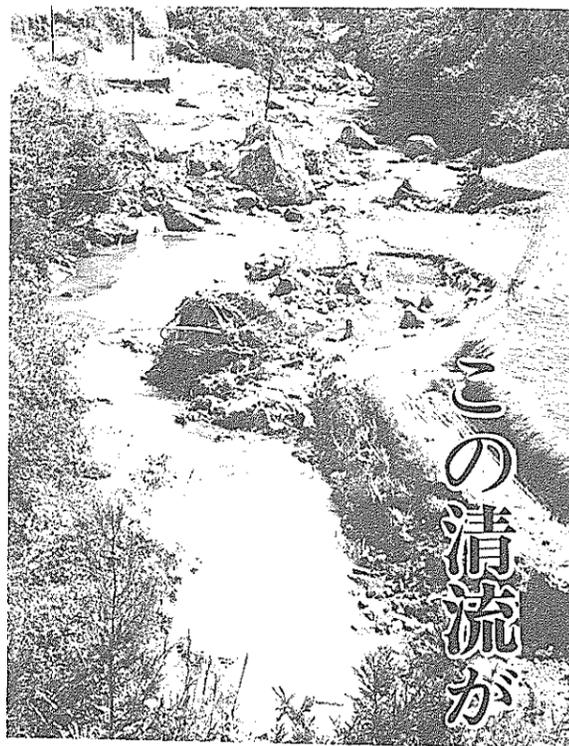
みのりの秋はすぐそこまできていた。「あぜ草を知り、収穫を楽しみにしていたのに、きてみると田がなくなっていた」生活のかたを失ない、家屋を失なった山間部の市民の悲痛な訴えである。
土砂ならまだしも、大きな岩石が、ドカドカと水桶の上におおいかぶさり、見るのもいやな。この復旧は

(瓶岩で)



軒先まで土砂に埋る

- ▲ 30年生の杉も刃物でバツサリ切ったようだ。(外山で)
- ▲ 山崎隆さんのコイの養殖池も土砂のため小山に变身。池の跡片もなく、あちこちに散らばったコイの姿がむごい。(籠本で)
- ▶ 杉、ひのき、土砂、岩石、ありとあらゆるものが、ゴウ音とともに人家をおそった。岡林徳利さんの家屋は軒先まで土砂に埋りまわってしまった。ふだんなら野菜でも洗っている清水で、きょうは破れた家財を洗おうとは。(外山で)



この清流が

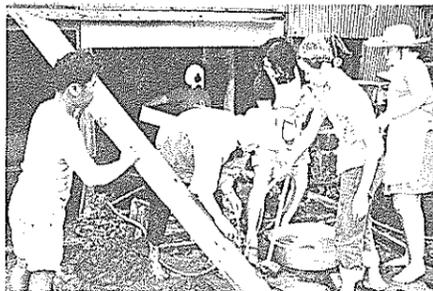
変身

小島はさえずり、凍るようすきとおった清水は、チョロ、チョロ口と心よい音を響かせて流れる。けがれを知らない谷川——それが、このような大惨事をまきおこそうとは……
「大正十四年の水害よりも、水位が三〇センチも高い」と古老はいう。道路網は寸断、裏山は山くずれ谷川ははんらんと、平和のさどが一瞬にして地獄絵図にぬりつぶされてしまった。

どうなる税金

二割以上の損壊……固定資産税

税の減免、納税の猶予や復旧資金の借入れ、生活相談など
くわしくは市役所におたずねください。電話三二二二一



《市税》

開会している市議会で、市税の減免に関する条例の議決をえて、次とおり減免されます。

いずれも納期限が九月十五日以降のもが対象となります。
該当する人は、十月二十一日までに申請書を出してください。

東崎一、三五五一一
事務所(国保税のみの場合は市民課)
電話 三二二二一
▽個人市民税Ⅰ、住宅(炊事場

便所など人の居住に最低必要な附属建物を含みます。または家財で通常の生活に必要とするもので、その被害が三割以上で前年所得が二百万円以下であるもの。

イ、農作物の減収(支払いを受け共済金額などを控除した金額)が三割以上で、前年の所得金額が二百万円以下(農業以外の所得が八十万円をこえるものを除く)のもの。

▽固定資産税Ⅱ(1)土地・一筆ごとに算定し、面積の二割以上の損害(作物、家屋など地上物件の被害ではなく土地の流失、埋没など)のある場合
(2)家屋・二割以上の損害を受けた場合、一棟ごとに算定します。
床上浸水程度では該当しません。
(3)償却資産・二割以上の損害の

場合

▽国民健康保険税Ⅱ 市民税に準じます。

市民税の均等割のみの場合は市民税については減免の対象となりませんが、国民健康保険税は、▽個人市民税のⅠ、Ⅱによる年税額を対象に減免します。

▽県民税Ⅱ 市民税に準じて減免します。

《県税》

県税の減免、納税の猶予などがとられます。該当する人は申し出てください。なお、申請には証明などが必要とする場合がありますので、あらかじめ電話などで照会してください。

大埔甲一五九九一一
後免県税事務所
電話 三二四七七

▽個人事業税Ⅱ ①事業用資産の価格の二分の一以上の損害

② ①以外の者で住宅または家財の価格の二分の一以上の損害

▽不動産取得税Ⅱ 取得した不動産の減失または損壊

▽自動車税Ⅱ 自己の所有する自動車で相当の修繕を要する損害または減失、損壊

▽自動車取得税Ⅱ 減失または損壊した自動車の所有者が三ヶ月以内に代替車を取得した場合

▽期限の延長、納税の猶予Ⅱ 災害を受け、その必要がある場合

《国税》

所得税の減免や納税の猶予などがとられます。

住宅や家財の損害、事業用資産の損害などが対象になります。
くわしくは高知税務署へ

資金の貸付

■自作農維持資金

農作物、農業用施設、農家住宅など対象。農業生産法人は250万円、個人農家は50万円まで。

利率、年5割、3年以内のすえおきて20年以内の償還。

申し込みは、農業委員会まで。

■農業近代化資金

農業用施設など対象。個人は200万円、(特認1,000万円)法人や5人以上で構成するもの1,000万円。利率、年9割(共同利用施設8割)県から1~4分、市から5厘の利子補給があります。

申し込みは、農林園芸課

■小規模事業者への貸付

県内で6ヶ月以上ひき続き同一事業を営むものに設備資金、運転資金が融資されます。

限度額は150万円まで、利率7割、償還は4年です。

申し込みは、南門市商工会

■住宅金融公庫の貸付

建設のとき……り災直前の建物の価格の5割以上の被害のとき、

建設・155~180万円、土地取得・25万円、整地・25万円

利率 5.5割 償還18~35年以内(3年以内のすえおき)元金均等の毎月払い

補修のとき……補修に要する費用が10万円以上のとき

限度額 4~80万円、移転25万円、整地25万円。

利率 5.5割 10年以内の償還(1年以内のすえおき)、償還の方法は建設のときと同じです。

申し込みは、もよりの公庫の業務取扱金融機関。

申請書は、もよりの公庫の業務取扱金融機関。

■世帯更正資金(低所得者対象)

補修、改修資金30万円まで、災害援護資金15万円まで、利率年3分、6ヶ月すえおき、5~6年の償還で、償還の方法は、月賦半年賦、年賦など希望により自由

申し込みは、社会福祉協議会

■その他……資金の借入れや生活相談など気軽に市役所まで